

# 檜原の児童福祉

子育てしてよかった　ここで育ってよかった！　ひのはらむら

みどり・せせらぎ・風の音♪



檜原村福祉けんこう課福祉係

檜原村役場ホームページアドレス <http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

# こどもの成長のために

## 1. 手当・補助金について

・児童手当・特例給付	1
・児童扶養手当	2
・特別児童扶養手当	3
・児童育成手当(育成手当)	4
・児童育成手当(障害手当)	5
・檜原村出生祝金	6
・檜原村乳幼児育児用品助成事業	7
・檜原村出生記念苗木支給事業	7
・ウッドスタート事業	8
・ブックススタート事業	8
・檜原村チャイルドシート購入費補助金	9
・檜原村子育て支援保育料等補助金	9
・檜原村入学祝金	10
・檜原村子育て支援学校給食費補助金	10
・檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金	11
・檜原村小中学生児童・生徒通学費補助	11
・檜原村バス停遠距離補助金	

## 2. 医療費助成について

・乳幼児医療費助成制度	13
・義務教育就学児医療費助成制度	13
・高校生等医療費助成制度	14
・ひとり親家庭等医療費助成制度	15
・養育医療制度	16
・自立支援医療制度(育成医療)	16
・小児慢性疾患の医療費助成制度	17
・大気汚染健康障害者医療費助成制度	17

## 3. 保育について

・保育所	18
・一時あずかり・休日保育・年末保育と延長保育等	20
・子育てサークル	21
・檜原村子ども家庭支援センター	21
・ファミリー・サポート・センター事業	22

## 4. 保健について

・予防接種	23
・妊娠がわかったら	26
・赤ちゃんが生まれたら	27
・0歳児の健康	28
・1歳児からの健康	29
・お子さまの歯の健康	30

## 5. 貸付制度・その他

・母子福祉資金・父子福祉資金の貸付	31
・女性福祉資金の貸付	31
・ひとり親家庭高等学校等卒業認定試験合格支援事業	32
・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	32
・檜原村育英資金の貸付	34
・JR通勤定期乗車券の割引	35
・都営交通無料乗車券	35
・水道料金・下水道料金の免除制度	35

## 6. 施設について

・診療所	36
・児童館	37

## 7. 各種相談について

・民生・児童委員	38
・相談の窓口	39

# 1 手当・補助金について

## ○児童手当・特例給付（国制度）

### ●対象者

15歳に達する日以後の3月31日まで（中学校修了前）の児童を養育している方です。

### ●手当額

- ・下記に該当する児童1人につき月額15,000円。
  - ・3歳未満の児童
  - ・3歳以上小学校修了前の児童（3人目以降）
- ・下記に該当する児童1人につき月額10,000円。
  - ・3歳以上小学校修了前の児童（1人目、2人目）
  - ・小学校修了後中学校修了前の児童

### ●支払方法

原則として、6月（2月～5月分）・10月（6月～9月分）・2月（10月～1月分）に請求者の口座へまとめて振り込みます。ただし、申請した月の翌月分からの支給になります。

### ●条 件

所得制限があります。所得制限を超えた場合、特例給付（児童1人につき月額5,000円）の支給となります。公務員は勤務先での申請となります。

### ●申請手続きに必要なもの

①当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から6月申請の場合は、前年度の課税証明書）

②請求者の口座番号が確認できるもの（通帳など）

※①は、公簿等で確認できる時は省略できる場合があります。

※住所、氏名などを変更した場合には届出をお願いいたします。

※お子さんと別居されている方は、この他にも書類が必要になります。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○児童扶養手当（国制度）

### ●対象者

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（20 歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。）を養育している方です。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度の障害を有する児童
- (4) 父又は母が生死不明である児童
- (5) 父又は母から 1 年以上、遺棄されている児童
- (6) 父又は母が保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童

### ●手当額（令和 4 年 4 月～）

請求者又は扶養義務者等の所得に応じて支給します。全部支給の場合は 43,070 円、一部支給の場合は所得に応じて 10,160 円から 43,060 円までの金額が支給されます。この所得が一定以上ある場合は、支給停止となります。児童が 2 人以上いる場合には 2 人目に最大で月額 10,170 円、3 人目以降の児童には 1 人につき最大で月額 6,100 円が手当てに加算されます。ただし、手当の受給資格者となってから 5 年等経過後に就労困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲が見られない場合は手当額の 2 分の 1 の支給となることがあります。

### ●支払方法

原則として、5 月（3 月～4 月分）・7 月（5 月～6 月分）・9 月（7 月～8 月分）・11 月（9 月～10 月分）・1 月（11 月～12 月分）・3 月（1 月～2 月分）に受給者の口座へまとめて振り込みます。ただし、申請した月の翌月分からの支給になります。

### ●対象外

①児童が里親に委託されている場合②児童が児童福祉施設等に入所している場合③児童が父及び母と生計を同じくしている場合④児童が父又は母の配偶者に養育されている⑤請求者又はその扶養義務者の前年（1 月から 7 月までの月分の手当については前々年）の所得が一定以上ある場合⑥請求者又は児童が日本国内に住所を有しない場合は支給されません。

## ●申請手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
- ②世帯全員の住民票の写し
- ③請求者の口座番号が確認できるもの（通帳など）
- ④当該年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除額の記載があるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から6月の認定請求の場合は、前年度の課税証明書）

※②及び④は、公簿等で確認できる時は省略できる場合があります。

※住所、氏名、支給制限に該当、支給要件に該当しなくなった等の各種変更の際は、届出が必要となりますので、届出をお願いいたします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○特別児童扶養手当（国制度）

### ●対象者

次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を監護している父・母又は養育者。

#### ・身体障害

おおむね身体障害者手帳1級～3級程度

（下肢障害については4級の一部を含む）

疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど

#### ・知的障害

おおむね愛の手帳1～3度程度

#### ・精神障害

上記と同程度の障害

（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）

#### ・重複障害

複数の障害がある場合（上肢4級+下肢6級など）は、個々の障害の程度が上記より軽度でも該当となることがあります。

### ●手当額（令和4年4月～）

特児等級 1級 月額 52,400円

2級 月額 34,900円

※特児障害は手当上の等級です。手帳の等級とは異なります。

## ●支払方法

原則として、4月（12月～3月分）・8月（4月～7月分）・12月（8月～11月分）に受給者の口座へまとめて振り込みます。ただし、申請した月の翌月分からの支給になります。

## ●対象外

①児童が施設に入所しているとき、②児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき、③父母又は養育者及びその扶養義務者の所得が基準額以上であるときは支給されません。

## ●申請手続きに必要なもの

①請求者および児童の戸籍謄本

②当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から6月申請の場合は、前年度の課税証明書）

③身体障害者手帳・愛の手帳・診断書（障害の程度により異なる）

④世帯全員の住民票

⑤請求者の口座番号が確認できるもの（通帳など）

※②及び④は、公簿等で確認できる時は省略できる場合があります。

※住所、氏名、支給制限に該当、支給要件に該当しなくなった等の各種変更の際は、届出が必要となりますので、届出をお願いいたします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○児童育成手当(育成手当) (都制度)

### ●対象者

次のいずれかに該当している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方が対象です。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が重度の障害を有する児童
- (4) 父又は母が生死不明である児童
- (5) 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母がDV保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (8) 婚姻によらないで生まれた児童

## ●手当額

・児童1人につき月額13,500円

## ●支払方法

原則として、6月(2月～5月分)・10月(6月～9月分)・2月(10月～1月分)に請求者の口座へまとめて振り込みます。ただし、申請した月の翌月分からの支給になります。

## ●対象外

①児童が児童福祉施設等に入所している場合②児童が父及び母と生計を同じくしている場合③児童が父及び当該父の配偶者又は母及び当該母の配偶者と生計を同じくしている場合(事実上の配偶者も含む)④請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定以上ある場合は受けられません。

## ●申請手続きに必要なもの

- ①請求者および支給要件児童の戸籍謄本
  - ②当年度の課税証明書(所得・扶養人数・控除額記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から6月申請の場合は、前年度の課税証明書)
  - ③請求者の口座番号が確認できるもの(通帳など)
  - ④その他、支給要件ごとに必要な書類。
- ※②は、公簿等で確認できる時は省略できる場合があります。  
※住所、氏名、支給制限に該当、支給要件に該当しなくなった等の各種変更の際は、届出が必要となりますので、届出をお願いいたします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○児童育成手当(障害手当)(都制度)

### ●対象者

次のいずれかに該当している20歳未満で心身に障害がありその程度が次のいずれかに該当する児童を養育している人が対象です。

- (1) 知的障害で愛の手帳1・2・3度程度
- (2) 身体障害で身体障害者手帳1・2級程度
- (3) 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症

### ●手当額

・児童1人につき月額15,500円

## ●支払方法

原則として、6月(2月～5月分)・10月(6月～9月分)・2月(10月～1月分)に請求者の口座へまとめて振り込みます。ただし、申請した月の翌月分からの支給になります。

## ●対象外

- ①児童が児童福祉施設等に入所している場合
- ②請求者の前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定以上ある場合は受けられません。

## ●申請手続きに必要なもの

- ①当年度の課税証明書(所得・扶養人数・控除額記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方にのみ。1月から6月申請の場合は、前年度の課税証明書)
  - ②支給要件児童の障害の内容が分かる書類
  - ③請求者の口座番号が確認できるもの(通帳など)
- ※①は、公簿等で確認できる時は省略できる場合があります。  
※住所、氏名、支給制限に該当、支給要件に該当しなくなった等の各種変更の際は、届出が必要となりますので、届出をお願いいたします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村出生祝金(村制度)

### ●内容

檜原村の次代を担う児童の誕生を祝福して出生祝金を支給します。

### ●対象者

檜原村に引き続き3ヶ月以上住所を有し、出産した保護者。

### ●支給額

第1子 50,000円 第2子 100,000円 第3子以降 200,000円

### ●申請手続きに必要なもの

印鑑

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村乳幼児育児用品助成事業（村制度）

### ●内容

乳幼児の子育てを行う保護者の負担軽減のため、紙おむつ、粉ミルクなど育児用品の費用を助成します。

### ●対象者

出生日の属する月の翌月から 2 歳の誕生日の属する月までの乳幼児の保護者。ただし、保護者又は、同居の世帯員に村税等の滞納がある場合は対象外。（転入者は転入日の属する月の翌月から対象。）

### ●支給額

乳幼児 1 人につき、月額 5,500 円

### ●申請手続きに必要なもの

なし

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村出生記念苗木支給事業（村制度）

### ●内容

檜原村の次代を担う児童の出生を祝福し、出生記念苗木を支給します。

### ●対象者

檜原村に引き続き 3 ヶ月以上住所を有し、出産した保護者。

### ●申請手続きに必要なもの

なし

◆受付窓口◆ 産業環境課 農林産業係 電話 598-1011 FAX 598-1009

## ○ウッドスタート事業（村制度）

### ●内容

檜原村で出生した子どもに檜原産材を使用した木のおもちゃを贈り、小さい頃から木に対する親しみや理解を深めます。

### ●対象者

檜原村に住所を有し、出生した新生児の保護者。

### ●申請手続きに必要なもの

なし

◆受付窓口◆ 企画財政課 企画財政係 電話 598-1011 FAX 598-1009

## ○ブックスタート事業（村制度）

### ●内容

読書をはじめるきっかけづくりとして、幼児本を贈呈します。

### ●対象者

檜原村に住所を有する生後3～4ヶ月の乳児。

### ●申請手続きに必要なもの

なし

◆受付窓口◆ 教育課 社会教育係 電話 598-1011 FAX 598-1009

## ○檜原村チャイルドシート購入費補助金交付事業（村制度）

### ●目的

自動車に乗車する乳幼児の安全確保及びチャイルドシート着用の促進を図ります。

### ●対象者

チャイルドシートを購入した者で、檜原村に3ヶ月以上住所を有し、6歳未満の乳幼児と生計を共にする者。

### ●交付額

上限3万円。（3万円未満は100円未満を切り捨てた額。）

### ●申請手続きに必要なもの

①領収書 ②取扱説明書及び品質保証書の写し ③印鑑 ④請求者の口座番号が確認できるもの（通帳など）

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村子育て支援保育料等補助金（村制度）

### ●目的

保護者の負担を軽減し、子育てを支援します。

### ●対象者

檜原村に住所を有し、認可保育所及び認可外保育施設並びに認証保育所に在籍している児童の保護者で保育料等を納期限までに完納した保護者。

※保育料無償化の対象となる3歳以上の児童・非課税世帯の児童については、対象になりません。（保育料を払っていない方）

### ●支給額

第1子	支払った保育料の2分の1
第2子以降	支払った保育料の全額

### ●申請手続きに必要なもの

①印鑑 ②請求者の口座番号が確認できるもの（通帳など） ③保育料等の領収書（認可外保育施設及び認証保育所のみ）

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村入学祝金（村制度）

### ●内容

檜原小中学校等に入学する際、入学祝金を支給します。

### ●対象者

檜原村に住所を有し、その年の4月に小中学校等に入学する者の保護者とする。

### ●支給額

小学校に入学する者 1人につき3万円  
中学校に入学する者 1人につき3万円

### ●申請手続きに必要なもの（村外に通学する児童・生徒）

①支給申請書

◆受付窓口◆ 教育課 学校教育係 電話 042-598-1011

## ○檜原村子育て支援学校給食費補助金（村制度）

### ●内容

小中学校に在籍している児童・生徒の保護者を対象に補助をします。

### ●対象者

檜原村に住所を有し、小学校及び中学校に在籍している児童・生徒の保護者で給食費を納期限までに完納した方。ただし、給食費・村税及び村各種公共料金に滞納がある者、他の制度により給食費の補助を受けている場合は、補助額を除いた額を対象といたします。

### ●補助内容

・小学生1人につき、月額4,800円 ・中学生1人につき、月額5,960円  
※年2回補助（前期4～8月分、後期9月～2月分）

### ●申請手続きに必要なもの

①檜原村子育て支援学校給食費補助金交付申請書  
※対象家庭には申請用紙を郵送します。

◆受付窓口◆ 教育課 給食係 電話 042-598-0035

## ○檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金（村制度）

### ●内容

高等学校等へ就学する生徒の保護者に対して、高等教育における保護者の経済的負担を軽減するため、交付金を交付します。

### ●対象者

檜原村に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者。

### ●補助内容

生徒の住所地の直近のバス停から武蔵五日市駅までの区間の 1 ヶ月分のバス定期券の料金を基準額として 8 割を交付、年間 11 ヶ月分を限度

### ●申請手続きに必要なもの

①交付申請書 ②在学証明書 ③請求書 ④口座振込依頼書

◆受付窓口◆ 教育課 学校教育係 電話 042-598-1011

## ○檜原村小中学生児童・生徒通学費補助（村制度）

### ●目的

檜原村立小中学校に通学する児童・生徒の安全と保護者負担の軽減を図り、義務教育並びに学校運営の円滑化に資するため、通学に要する経費の全部又は一部を補助します。

### ●対象者

檜原村に住所を有し、檜原村立小中学校に通学する児童・生徒。

### ●補助内容

通学用バス定期券を交付

### ●申請手続きに必要なもの

対象者に対して、4月に交付

◆受付窓口◆ 教育課 学校教育係 電話 042-598-1011

## ○檜原村バス停遠距離補助金（村制度）

### ●内容

自宅からバス停までが遠距離の児童・生徒について、バス停までの保護者送迎負担を軽減するため補助します。

### ●対象者

自宅から最寄バス停まで2km以上距離がある世帯

### ●補助額

1ヶ月 2,000円

### ●申請手続きに必要なもの

①申請書（対象家庭に配布）

◆受付窓口◆ 教育課 学校教育係 電話 042-598-1011

## 2 医療費助成について

### ○乳幼児医療費助成制度（マル乳）（都制度）

#### ●対象者

未就学児を養育している方。

#### ●助成内容

医療保険で診療を受けた時の医療費（保険適用分）の一部負担金（自己負担分を除く）を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額は除きます。

#### ●対象外

- ①生活保護を受けているとき、②施設に入所しているとき、  
③里親に委託されているとき、は受けられません。

#### ●申請手続きに必要なもの

- ①各種健康保険証
  - ②当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から9月申請の場合は、前年度の課税証明書）
  - ③印鑑 ④振込口座（番号のわかるもの）
- ※③、④については償還払いを申請する際に必要です。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ○義務教育就学児医療費助成制度（マル子）

（都・村制度）

#### ●対象者

小・中学生を養育している方。

#### ●助成内容

医療保険で診療を受けた時の医療費（保険適用分）の一部負担金（自己負担分を除く）を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額は除きます。

## ●対象外

- ①生活保護を受けているとき、②施設に入所しているとき、
- ③里親に委託されているとき、は受けられません。

## ●申請手続きに必要なもの

- ①各種健康保健証
  - ②当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から9月申請の場合は、前年度の課税証明書）
  - ③印鑑 ④振込口座（番号のわかるもの）
- ※③、④については償還払いを申請する際に必要です。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○高校生等医療費助成制度（マル青）（都・村制度）

### ●対象者

高校生等を養育している方。

### ●助成内容

医療保険で診療を受けた時の医療費（保険適用分）の一部負担金（自己負担分を除く）を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額は除きます。

### ●対象外

- ①生活保護を受けているとき、②施設に入所しているとき、
- ③里親に委託されているとき、は受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

- ①各種健康保健証
  - ②当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1月1日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1月から9月申請の場合は、前年度の課税証明書）
  - ③印鑑 ④振込口座（番号のわかるもの）
- ※③、④については償還払いを申請する際に必要です。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○ひとり親家庭等医療費助成制度（都制度）

### ●対象者

次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（障害がある場合は 20 歳未満）を養育しているひとり親家庭の母又は父、両親がいない児童を養育している養育者。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
- (6) 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (9) (8)に該当するかどうか明らかでない児童

### ●助成内容

医療保険で診療を受けた時の医療費（保険適用分）の一部負担金（自己負担分を除く）を助成します。ただし、入院時食事療養標準負担額は除きます。また、住民税が課税されている方は医療費の 1 割負担となります。

### ●対象外

- ①生活保護を受けているとき、②施設に入所しているとき、  
③里親に委託されているとき、は受けられません。

### ●申請手続きに必要なもの

- ①各種健康保険証 ②請求者および児童の戸籍謄本
  - ③当年度の課税証明書（所得・扶養人数・控除記載のあるもの。1 月 1 日現在、他の区市町村に住所があった方のみ。1 月から 6 月申請の場合は、前年度の課税証明書）
  - ④印鑑 ⑤振込口座（番号のわかるもの）
- ※④、⑤については償還払いを申請する際に必要です。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○養育医療制度（国・都制度）

### ●内容

出生後、速やかに適切な処置を受ける必要のある未熟児に対して、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

### ●対象

村内在住の新生児で、出生体重が 2,000 g 以下又は 2,000 g 以上でも生活力が特に弱く、入院養育が必要と医師が認めた 0 歳児が対象です。

※すでに受けてしまった治療は原則として対象外です。保護者等の所得に応じた自己負担額があります。母子保健法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

### ●申請手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○自立支援医療制度（育成医療）（国・村制度）

### ●内容

身体に障害があるか、放置すると将来障害を残すおそれのある児童が、生活能力を得るために必要な医療を受ける場合、指定の医療機関において必要な医療の支給を行います。

### ●対象

保護者等が村内在住の 18 歳未満の児童で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・咀嚼機能の障害、および心臓・腎臓・小腸・肝臓・その他の先天性内臓障害、免疫機能障害のための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される方が対象です。

※すでに受けてしまった治療は原則として対象外です。保護者等の所得によって支給対象とならない場合があります。保護者等の所得に応じた自己負担額があります。障害者自立支援法で指定された医療機関等でのみ、この制度が利用できます。

### ●申請手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○小児慢性疾患の医療費助成制度（都制度）

### ●内容

下記の対象者の方が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

### ●対象

村内在住の、原則 18 歳未満の児童で、下記の対象疾患の方が、認定基準に該当する病状の方が対象です。

#### （対象疾患）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患。

### ●申請手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○大気汚染健康障害者医療費助成制度（都制度）

### ●内容

下記の対象者が受ける医療のうち、認定された疾病の治療に要した医療費の自己負担額を助成します。

### ●条件

都内に引き続き 1 年（3 歳未満は 6 ヶ月）以上在住の 18 歳未満の児童で、健康保険に加入している方のうち、下記の対象疾患にかかっている方が対象です。

#### （対象疾患～次の疾患及びその続発症）

慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫。

※風邪、インフルエンザ、肺炎、気管支炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等は含まれません。

### ●申請手続きに必要なもの

受付窓口で申請に必要な書類をお渡しします。添付書類等はその時にご説明しますので、後日提出をお願いします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## 3 保育について

### ○保育所（国制度）

#### ●保育所

保育所は、就労などの理由によって乳幼児を家庭で保育することができない保護者などにかわって保育をする施設です。

#### ●入所の基準

保育所へ入園できるのは、次のいずれかに該当する場合は。

- (1) 就労
- (2) 妊娠、出産
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として村が認める場合

#### ●保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- (1) 保育標準時間 → 最長 11 時間利用
- (2) 保育短時間 → 最長 8 時間利用

#### ●利用者負担額（保育料）

入所児童の年齢や保護者の所得によって決定します。次ページの利用者負担額表を参照。

#### ●手続きに必要なもの

- ①支給認定申請書兼保育所利用申込書
- ②保育を必要とする理由がわかる書類（勤務証明書、内職証明書、母子手帳、診断書など）
- ③所得税額などを証明する書類
- ④その他の参考となる書類

利用者負担額表

階層 区分	所得額による階層区分の定義		利用者負担額（月額）	
			満3歳未満	満3歳以上
			保育標準時間 （保育短時間）	保育標準時間 （保育短時間）
1	生活保護世帯等		円 0	円 0
2	1階層を除き、当該年度分の 市町村民税非課税世帯		0	0
3	1階層を除 き、当該年 度分の市町 村民税課税 世帯であっ てその所得 割課税額が 右の区分に 該当する世 帯	16,200円未満	5,000 (4,900)	0 (0)
4		16,200円以上 32,400円未満	5,500 (5,400)	0 (0)
5		32,400円以上 48,600円未満	6,200 (6,000)	0 (0)
6		48,600円以上 52,000円未満	6,700 (6,500)	0 (0)
7		52,000円以上 58,000円未満	7,700 (7,500)	0 (0)
8		58,000円以上 67,000円未満	9,000 (8,800)	0 (0)
9		67,000円以上 79,000円未満	13,200 (12,900)	0 (0)
10		79,000円以上 97,000円未満	17,000 (16,700)	0 (0)
11		97,000円以上 115,000円未満	21,300 (20,900)	0 (0)
12		115,000円以上 133,000円未満	25,600 (25,100)	0 (0)
13		133,000円以上 151,000円未満	28,000 (27,500)	0 (0)
14		151,000円以上 169,000円未満	30,500 (29,900)	0 (0)
15		169,000円以上 187,000円未満	33,000 (32,400)	0 (0)
16		187,000円以上 205,000円未満	35,000 (34,400)	0 (0)

17	205,000円以上	36,500	0
	247,000円未満	(35,800)	(0)
18	247,000円以上	37,700	0
	301,000円未満	(37,000)	(0)
19	301,000円以上	38,900	0
	397,000円未満	(38,200)	(0)
20	397,000円以上	40,100	0
		(39,400)	(0)

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○一時あずかり保育等

保護者の疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育することができない乳幼児を村内の認可保育所ひのはら保育園で一時的に保育します。

### ●対象

村内在住の0歳～就学前の児童

### ●内容

- (1) 一時あずかり（村内在住児）※土曜を除く。1クラス1名。要面接。
  - ・時間等…午前9時00分～午後5時00分
  - ・利用日…原則週2日以内。（延長要相談）
  - ・保育料…0-2歳／5,000円（半日3,000円）・3歳／4,000円（半日2,000円）・4.5歳／3,000円（半日1,500円）
- (2) 休日保育（在園児）
  - ・時間等…午前9時00分～午後5時00分
  - ・保育料…0-2歳／5,000円・3-5歳／4,000円
- (3) 年末保育（在園児）
  - ・時間等…午前9時00分～午後5時00分
  - ・保育料…0-2歳／6,000円・3-5歳／5,000円
- (4) 延長保育（在園児）
  - ・時間等…午後6時30分～午後8時00分
  - ・保育料…1時間につき500円。兄弟の場合は、2人目は半額。

◆受付窓口◆ ひのはら保育園 電話 598-0070

## ○檜原村子育てサークル活動費補助金交付事業（村制度）

### ●内容

家庭で保育している子どもとその保護者の方が集まって活動するグループに対して登録乳幼児一人につき、月額 1,000 円の補助をしています。子育てサークルは、子育てに関する情報交換や各季節の行事、お誕生日会などをします。

### ●グループ名

つくしの部屋

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○檜原村子ども家庭支援センター（村制度）

### ●子どもと家庭の総合相談

檜原村子ども家庭支援センターは 18 歳未満の子どもとその保護者・家庭のための施設です。子どもや家庭のこと、子育てのこと、不登校、非行など、子どもと家庭に関するあらゆる相談を随時、お受けしています。お気軽にお電話又はご来館ください。

### ●子育てグループの育成と支援

子どもの遊びや友達づくり、保護者の子育て仲間ができるよう自主的な活動を支援し、活動のための情報を提供します。

### ●児童虐待の対応

児童虐待の対応 要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関を連携し、要保護児童および保護者への支援、児童虐待の予防・早期発見・支援を行っています。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3122 FAX 598-1263

## ○ファミリー・サポート・センター事業（村制度）

### ●内容

ファミリー・サポート・センターは、育児のサポートをして欲しい方と、サポートを行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織です。仕事、病気、冠婚葬祭、育児疲れ、その他の理由により育児のサポートが必要なときにご利用できます。

### ●サポート内容の例

- ・ 保育園・幼稚園・学校等の送り迎え
- ・ 保育時間外・休園日等の預かり
- ・ 放課後・児童館終了後の預かり
- ・ 冠婚葬祭や子どもの学校行事の際、子どもを預かる
- ・ その他・原則として子どもの宿泊は行わない

### ●会員になれる方

- ・ 利用会員（育児のサポートをしてほしい方）  
→ 生後 6 か月から小学 4 年生までの子どもを持つ方  
※ 障害児は小学 6 年生まで
- ・ 協力会員（育児のサポートを行いたい方）  
→ 心身共に健康で子育てに意欲のある方（20 歳以上）

### ●利用までの流れ（サポートをしてほしいとき）

- ① 入会されていない方は、センターで会員登録をします。
- ② サポートをしてほしい日時が決まったらセンターに電話をください。
- ③ センターはサポートできる協力会員を紹介します。
- ④ 利用会員は、サポートを受けた後、協力会員に報酬を支払います。

< 報酬額は下記のとおり >

月～金曜日	午前 7 時～午後 7 時	1 時間あたり	700 円
	上記以外	1 時間あたり	900 円
土・日・祝日 年末年始	終日	1 時間あたり	900 円

### ●その他

お子さんをお預かりする場合、原則として協力会員の自宅で預かります。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## 4 保健について

### ○予防接種（村制度）

赤ちゃんが持っている病気に対する抵抗力（免疫）は、生後 8 ヶ月ごろまでに、自然に失われてきます。この時期を過ぎると赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する心配がでてきます。これに役立つのが予防接種です。予防接種で免疫をつけ、感染症にかからないように予防しましょう。

#### ●接種会場

檜原診療所

#### ●実施日

接種日：毎週月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日  
第 2・第 3 土曜日（祝日と年末年始を除く）

受付時間：①午前 8 時 30 分～8 時 45 分  
②午後 4 時 00 分（土曜日を除く）

#### ●申込方法

接種希望日の 10 日前までに福祉けんこう課けんこう係までご連絡ください。  
なお、定員がありますのでお早めにご連絡ください。

#### ●定期予防接種（法律に基づいて無料で受けられる予防接種）

種類	標準的な接種開始		接種回数		公費の対象
ロタウイルス	ロタリックス (1 価)	生後 6 週～ 14 週 6 日の期間	生後 24 週までの間に 27 日以上の間隔をあけて 2 回	2 回	生後 6 週～ 24 週未満
	ロタテック (5 価)		生後 32 週までの間に 27 日以上の間隔をあけて 3 回	3 回	生後 6 週～ 32 週未満
ヒブ	標準接種	A 生後 2～7 ヶ月未満で 接種開始する場合	生後 12 ヶ月に至るまでの間に 27 日以上の間隔をあけて 3 回	4 回	生後 2 ヶ月～ 5 歳未満
			3回目から 7 ヶ月以上の間に 1 回		
	標準接種 以外	B 生後 7～12 ヶ月未満で 接種開始する場合	生後 12 ヶ月に至るまでの間に 27 日以上の間隔をあけて 2 回	3 回	
			2回目から 7 ヶ月以上の間に 1 回		
	1 歳～5 歳未満で 接種開始する場合	1 回	1 回		
※A、B は初回接種を終了せずに生後 12 ヶ月を超えた場合は、 初回接種に係る最後の注射終了後 27 日以上の間隔をおいて 1 回					

種類	標準的な接種開始		接種回数		公費の対象
小児用 肺炎 球菌	標準接種	A 生後2～7ヶ月未満で 接種開始する場合	27日以上の間隔をあけて 2歳未満に3回	4回	生後 2ヶ月～ 5歳未満
			3回目から60日以上の間隔 あけて12ヶ月以降に1回		
	標準接種 以外	生後7～12ヶ月未満で 接種開始する場合	27日以上の間隔をあけて 2歳未満に2回	3回	
			2回目から60日以上の間隔 あけて12ヶ月以降に1回		
		1歳～2歳未満で 接種開始する場合	60日以上の間隔をあけて2回	2回	
	2歳～5歳未満で 接種開始する場合	1回	1回		
※Aは初回及び2回目が生後12ヶ月を過ぎた場合は3回目は行わない					
B型 肝炎	標準接種	生後2～12ヶ月の期間	1歳に至るまでの間に3回 2回目は1回目から 27日以上の間隔あける 3回目は1回目から 139日以上の間隔をあける	3回	生後 2ヶ月～ 1歳未満
4種 混合	初回接種	生後2～12ヶ月の期間	20日以上の間隔をあけて3回	4回	生後 2ヶ月～ 7歳6ヶ月 未満
	追加接種	初回接種終了後 12～18ヶ月の期間	1回		
BCG		生後5～8ヶ月未満の期間	1回	1回	生後 0ヶ月～ 1歳未満
MR	1期	生後1歳～2歳未満の 期間	1回	2回	生後1歳～ 2歳未満
	2期	就学前の1年間に あたる方	1回		小学校入学 の前年度
水痘	1回目	生後12～15ヶ月未満	1回	2回	生後 1歳～ 3歳未満
	2回目	1回目接種後 6～12ヶ月までの 間隔をおいて	1回		

種類	標準的な接種開始		接種回数	公費の対象
日本 脳炎	初回接種	3～4 歳までの期間	6 日以上の間隔をおいて 2 回	生後 6 ヶ月～ 7 歳 6 ヶ月 未満
	追加接種	4～5 歳前の期間	初回接種終了後 6 ヶ月以上の 間隔をおいて 1 回	
	2 期	9～10 歳までの期間	1 回	9～13 歳 未満
2 種 混合	2 期	11～12 歳までの期間	1 回	11～13 歳 未満
子宮 頸がん (女子のみ)	標準接種	13 歳となる年度の 初日～末日	2 回目は 1 回目から 1 か月以上の間隔をあける  3 回目は 2 回目から 3 ヶ月以上の間隔をあける	12 歳とな る年度の 初日～ 16 歳とな る年度の 末日

※4 種混合（ジフテリア、破傷風、百日ぜき、不活化ポリオ）  
2 種混合（ジフテリア・破傷風）  
麻しん風しん混合（MR）

## ●任意接種

任意接種とは、保護者の判断で接種するかどうかを決めるものです。接種を希望される方は、その予防効果や副反応について十分にご理解いただいたうえでお申し込みください。

種類	対象年齢	助成額
季節性インフルエンザワクチン	6 ヶ月～18 歳	全額（檜原診療所での接種に限ります）
おたくふく風邪ワクチン	1 歳以上 7 歳未満 ※	

※すでに予防接種をした方、おたくふく風邪にかかったことのある方は除きます。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○妊娠がわかったら・・・

### ●母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠・出産および育児についての一貫した健康記録となるものです。妊娠が分かった方は、妊娠届出書を提出してください。母子健康手帳と母子バックを交付します。

◆受付窓口◆ 村民課 村民保険係 電話 598-1011 FAX 598-1009  
やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●妊婦健診

妊婦中に最大14回受診することができます。健やかな妊娠期間を過ごすためにも定期的な健診をお受けください。妊婦健診の受診票は母子健康手帳と一緒にお渡しする母子バックに同封しています。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●妊婦歯科健診

妊娠中は虫歯にかかることが多く、普段よりも気をつけて虫歯予防に取り組みましょう。檜原診療所歯科では歯科健診や虫歯を防ぐためのアドバイスをしています。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 檜原診療所（歯科） 電話 598-0082

### ●妊婦さんの座談会（母親学級）

妊娠中の健康管理と赤ちゃんについて学ぶだけでなく、お母さん同士の交流を図るため母親学級を開催します。保健師が安心してマタニティライフを過ごすためのお手伝いします。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●妊婦相談

母子保健制度についての説明や、妊娠中の生活や栄養についてのご相談に保健師が応じます。福祉けんこう課けんこう係へお気軽にご連絡ください。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ●妊産婦訪問

安心して出産・育児ができるよう、助産師・保健師がご家庭を訪問し、ご相談をお受けいたしますので、お気軽に福祉けんこう課けんこう係へご連絡ください。又、妊産婦の方だけでなく、ご家族の方からのご相談もお受けしております。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ●妊産婦・乳幼児保健指導

対象者 檜原村に住所のある方で、以下のいずれかの条件に該当する方。

- ・生活保護を受けている世帯
- ・住民税非課税の世帯

内容 1. 一般保健指導

→診察・血圧測定・梅毒血清反応検査・尿検査・事後指導

2. 歯科保健指導

→診察・健診・予防措置

場所 東京都管内の委託医療機関

申請方法 ①母子健康手帳②印鑑③世帯の所得を証明する書類をお持ちになり、福祉けんこう課けんこう係までお越しください。

※原則として、保健指導票は1回の申請につき1枚の交付です。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○赤ちゃんが生まれたら・・・

### ●新生児訪問

出生通知票（母子バックに同封しています）をもとに新生児訪問指導員（助産師）・保健師がご家庭を訪問し、いろいろな相談をお受けします。

※生後28日以内の新生児のいるご家族へお伺いします。里帰り出産などで生後28日以内に訪問を受けられない方は生後120日以内であれば無料で訪問します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## 〇〇歳児の健康

### ●新生児聴覚検査

新生児聴覚検査を受けた場合、補助を受けることができます。

- 有効期限 ・都受診券：生後 50 日まで  
・村補助金：生後 6 ヶ月まで

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●乳児健康診査

- 対象者 ・3～4 ヶ月児健康診査：3～4 ヶ月のお子さんと保護者  
・6～7 ヶ月児健康検査：6～7 ヶ月のお子さんと保護者  
・9～10 ヶ月児健康診査：9～10 ヶ月のお子さんと保護者

内容 問診・身体測定・内科診察・保健相談（子育て相談・栄養相談）  
など

会場 やすらぎの里 保健センター ※対象者には個別に通知します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●離乳食教室（すくすく子育て教室）

それぞれの時期にあった食材の選び方や味付け、調理の工夫などといった、栄養士がお子さんの食を育てるお手伝いをいたします。

対象者 4 ヶ月～1 歳 6 ヶ月のお子さんと保護者の方

会場 やすらぎの里 保健センター ※対象者には個別に通知します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○1 歳児からの健康

### ●1 歳 6 ヶ月児・3 歳児健康診査

- 対象者 ・1 歳 6 ヶ月児健康診査：1 歳 6 ヶ月～2 歳のお子さんと保護者  
・3 歳児健康診査：3 歳～4 歳のお子さんと保護者
- 内容 問診・身体測定・内科診察・歯科診察・保健相談（子育て相談・栄養相談）など  
※3 歳児健康診査には尿・眼・耳の検査があります。
- 会場 やすらぎの里 保健センター ※対象者には個別に通知します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●5 歳児健康診査

- 対象者 5 歳のお子さん
- 内容 専門医による診察・育児相談
- 会場 ひのはら保育園 ※対象者には個別に通知します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

### ●育児相談

首がなかなかすわらない、体重の増えが少ない、言葉がなかなか話せない、気になる癖がある、子どもへの接し方がわからない、といった子育てをしていて心配のある方はお気軽にご利用ください。

対象者 保護者の方及びご家族

会場 やすらぎの里 保健センター

※悩みや辛さは、口に出すと心の重荷が半減するものです。悩み事は一人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 けんこう係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○お子さまの歯の健康

### ●乳幼児歯科健診

乳歯が生えてくると、むし歯が気になってきます。歯科医による口腔診査、歯科衛生士による歯みがき指導などを受け、お子さまをむし歯から守りましょう。

対象者 10ヶ月～就学前のお子さま

内容 歯科健診・個別指導・歯みがき指導など

※対象者には個別に通知します。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 檜原診療所（歯科） 電話 598-0082

### ●子どものフッ化物塗布

歯のフッ化物塗布を1人につき1年に2回まで無料で実施します。

対象者 1歳6ヶ月～小学2年生までのお子さま

内容 歯のフッ化物無料塗布

会場 檜原診療所 歯科

日程 予約制

◆受付窓口◆ やすらぎの里 檜原診療所（歯科） 電話 598-0082

## 5 貸付制度・その他

### ○母子及び父子福祉資金の貸付（都制度）

#### ●対象者

都内に6ヶ月以上お住まいの母子家庭の母、父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方。

#### ●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

#### ●条件

原則連帯保証人が必要です。子に係る貸付以外は、保証人なしの場合有利子となります。貸付を行うことにより、自立が見込めることが条件となります。

#### ●借入れの相談及び申し込み方法

西多摩福祉事務所の母子・父子自立支援員にご相談ください。  
一部オンライン申請が可能です。

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

### ○女性福祉資金の貸付（都制度）

#### ●対象者

都内に6ヶ月以上お住まいの配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方。

(1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方。

(2) 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方で、年間所得が2,036,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方、又は、婚姻歴のある40歳以上の方。

#### ●資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金。

#### ●条件

原則連帯保証人が必要です。子に係る貸付以外は、保証人なしの場合有利子となります。貸付を行うことにより、自立が見込めることが条件となります。

#### ●借入れの相談及び申し込み方法

西多摩福祉事務所の女性相談員にご相談ください。  
一部オンライン申請が可能です。

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

## ○ひとり親家庭高等学校等卒業認定試験合格支援事業

(都制度)

### ●対象者

瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村にお住いの母子家庭の母及び父子家庭の父、またはひとり親家庭の子ども（20歳未満）

### ●給付金の種類と内容

受講終了時に、対象講座の受講のために本人が支払った40%に相当する額（10万を超えるものは10万円とする）

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

## ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

### 高等職業訓練促進給付金（受講中の生活費を支援します）

### ●対象者

都内町村に居住し、20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭等で、次の基準をすべて満たす方  
ア. 所得が児童扶養手当の支給基準の方  
イ. 過去にこの訓練促進費を受給していない方  
ウ. 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれ、就労に意欲のある方（IT関連資格は6か月以上も対象です）

### ●対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など（調理師や製菓衛生師、通信制の養成機関も対象となります）

### ●支給額

村民税非課税世帯 月額 100,000 円（最終年度は 140,000 円）  
村民税課税世帯 月額 70,500 円（最終年度は 110,500 円）

### ●支給期間

養成機関における所定の修業期間とする。（上限4年）  
※ただし、当該給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き看護師の資格取得のため養成機関で修業する場合は、通算3年分の給付金が支給されます。  
※受講中でも申請できますが、申請前に遡っての支給はできません。

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

## ○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

(返済免除制度あり)

### ●対象者

高等職業訓練促進給付金の受給対象となっている方

### ●貸付額

入学準備金（50万円以内） 就職準備金（20万円以内）

※申請窓口は社会福祉協議会ですが、西多摩福祉事務所での事前相談及び高等職業訓練促進給付金の給付決定が必要です。

## ○自立支援教育訓練給付金（受講費を支援します）

### ●対象者

以下の全てに該当する母子家庭の母、父子家庭の父

- ・児童扶養手当を受給している（または同等の所得水準にある）方
- ・雇用保険の教育訓練給付制度の受給資格のない方
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方

### ●支給額

受講料の6割相当額

※ただし、受講料の6割相当額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給対象となりません。

### ●対象講座

雇用保険の教育訓練給付制度の指定を受けている教育訓練講座のうち、就業に結びつく可能性が高いと認められる講座

### ●申請方法

給付は講座終了後ですが、必ず事前の相談が必要です。

## ○養育費確保支援事業

### ●内容

養育費を得るために必要な経費の一部を助成します。

(公証人手数料、家庭裁判所への調停申し立てや裁判を行うときに必要な書類取得費用、保証会社との契約保証料の一部など)

◆受付窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

## ○母子・父子自立支援プログラム策定事業

●対象者 児童扶養手当受給者

●内容

個々のニーズに応じた子育て・生活支援・就業支援メニューを組み合わせたプランを策定し、安定した就労自立を目指します。

## ○住宅支援資金貸付（償還免除制度あり）

●対象者

母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に取り組むひとり親

●内容

上限4万円×12か月の住居費支援を受け、条件を満たした場合は全額償還免除となります。

●相談と申し込み方法

申し込みは檜原村社会福祉協議会ですが、西多摩福祉事務所での相談及び母子・父子自立支援プログラム策定が必要です。

◆相談窓口◆ 西多摩福祉事務所 電話 0428-22-1168

ひとり親家庭向けポータルサイトもご覧ください。

■シングルママ・シングルパパ 暮らし応援ナビ Tokyo

<https://www.single-ouen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

スマートフォン、PCから閲覧いただけます。



## ○檜原村育英資金貸付制度（村制度）

教育委員会では、村内の学生を対象に、修学に必要な資金の貸付け事業を無利子で行っております。また、貸付金の返済開始日から起算して20年間檜原村に住所を有していれば、貸付金の返済を免除いたします。

### 【貸付金額】

区 分	国立・公立学校		私立学校	
	入学資金	修学資金（月額）	入学資金	修学資金（月額）
高等学校、 高等専門学校、 専修学校（高等課程）	200,000 円	15,000 円	500,000 円	35,000 円
大学、 専修学校（専門課程）	500,000 円	35,000 円	700,000 円	50,000 円

※各項目の金額は、限度額になります。

### ●償還の期間

貸付期間を終了した1年経過後の10年以内といたします。

### ●必要書類

- ①入学の決定に関する書類又は在学を証明する書類の写し
- ②学業成績が分かる書類（成績証明書等）の写し
- ③育英資金の貸付けを受けようとする者及びその属する世帯の課税（非課税）証明書

### ●その他

以下の要件を備えた連帯保証人2名が必要です。

- (1) 一定の職業をもち、又は独立の生計を営んでいること。
- (2) この育英資金につき他に保証していないこと。

連帯保証人のうち1名は、貸付けの日の6ヶ月前から引き続き檜原村内に住所を有しなければなりません。

\* 申請手続き等、詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

◆受付窓口◆ 教育課 学校教育係 電話 042-598-1011

## ○ J R 通勤定期乗車券の割引（国制度）

### ●対象者

児童扶養手当受給者又は、その方と同一の世帯員で、通勤定期券を必要とする方が対象です。

### ●内容

普通定期運賃の 3 割引

### ●手続きに必要なもの

- ① 定期乗車券購入時に必要な書類—特定者資格証明書
- ② 特定者資格証明書の交付に必要な書類など—児童扶養手当証明書、写真（最近 6 ヶ月以内、上半身縦 4cm×横 3cm）※特定者資格証明書の交付を受けないと購入できません。

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○ 都営交通無料乗車券（都制度）

### ●対象者

児童扶養手当を受けている方又はその方と生計を同じくする方（1 世帯 1 名に限ります。生活保護を受けている世帯の方を除きます。）

### ●内容

都営交通（都電・都バス・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー）の無料乗車券。

### ●手続きに必要なもの

児童扶養手当証書

◆受付窓口◆ やすらぎの里 福祉けんこう課 福祉係 電話 598-3121 FAX 598-1263

## ○ 水道料金、下水道料金の免除制度（村制度）

### ●対象者

児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者が、水道と下水道の使用名義人となっている場合に免除制度の対象となります。ただし、手当の支給停止となっている受給者は、対象となりません。

### ●内容

水道料金・下水道料金の基本料金（1 ヶ月あたり水道料金は 5 m<sup>3</sup>まで下水道料金は 8 m<sup>3</sup>まで）が免除されます。

### ●手続きに必要なもの

- ① 児童扶養手当、特別児童扶養手当の証書

◆受付窓口◆ 産業環境課 生活環境係 電話 598-1011 FAX 598-1009

## 6 施設について

### 診療所

檜原診療所は村で唯一の医療機関です。平成 11 年に村の保健・医療・福祉の総合施設として建設された「やすらぎの里」に移転し、内科と歯科の外来診療を行っています。住民の疾病の管理を行うだけでなく、保健・福祉と連携して特定健康診査・予防接種・介護保険事業に取り組んでいます。更に人間ドック・学校健診なども行い、疾病予防も含めて住民の方の健康管理にあたっています。

#### ●外来診療

- 内科、外科、小児科
- 歯科（予約制）

受付時間

（午前：8時30分から11時30分、午後：1時00分から4時30分）

診療時時間

（午前：9時00分から12時00分、午後：1時00分から5時00分）

※午後の外来診療は、医師が往診・予防接種等のため不在の場合がありますので電話確認をお願いします。

休診日 土曜日（午後）・日曜日、祝日・年末年始

#### ●専門診療

- 消化器外科

※受診の際は診療所へ問い合わせ、診察日等の確認をお願いします。

◆受付窓口◆ 檜原診療所（内科） 電話 598-0115 FAX 598-0727  
（歯科） 電話 598-0082

## 児童館

子どもたちが遊びをとおして仲間をつくり、健康で心豊かに育つことを助ける場として、又幼児の遊び場と保護者の子育てについての情報交換や相談の場としてご利用ください。

施設内では日常的に自由に遊べるほか、毎月いろいろな催し物を行っています。

### ●内容

開館時間 午前9時15分～午後6時00分まで

※春・夏・冬休み期間中（午前8時30分～午後6時00分）

休館日 第2・第4土曜日、春・夏・冬休み期間の土曜日  
日曜日、祝日、年末年始

### ●条件

18歳未満の方（幼児には保護者の同伴が必要です）

### ●事業例

#### ・乳幼児活動

「むすんでひらいて」… 毎週金曜日に未就学児とお母さんを対象にしている事業です。保健師による計測や手遊び、簡単な工作、ほかにも講師を招いてリトミックやベビーマッサージなどを行っています。

#### ・小学生活動

「おはなしひろば」… 児童館職員による読み聞かせです。季節に合わせたお話や子ども達のリクエストなど毎回異なるお話を紹介しています。

「こうさくひろば」… 空き箱等の廃品を利用した自由工作や季節に応じた作品作りを行っています。

◆受付窓口◆ 檜原村児童館 電話 598-1261

## 7 各種相談について

### 民生・児童委員

民生・児童委員は、身近な相談相手として暮らしに関するさまざまな相談(高齢者・児童・障がいのある方等)に応じています。

相談についての秘密を守ることが法律により義務付けられていますので、安心してご相談ください。また、訪問による相談もできます。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門として村全域を担当し、子どもたちが健やかに生活できるよう児童相談所や学校と連帯して活動しています。

(令和5年3月現在)

氏名	電話番号	担当区域	部会
坂本 芳行	589-0249	下元郷・上元郷	生活福祉部会
師岡 宏文	598-0008	本宿・笹野	子育て支援部会
宇田 俊史	598-6125	柏木野・出畑	障がい福祉部会
高木 容子	598-6507	下川乗・上川乗	高齢福祉部会
高木 清美	598-6706	和田・事貫・上平・笛吹	高齢福祉部会
味岡 進	598-6705	数馬下・数馬上	生活福祉部会
小林 和宏	598-0128	茅倉・千足・中里・白倉	障がい福祉部会
欠員 (福祉係で対応)	598-3121	大沢・神戸	
峰岨 一彦	598-0740	宮ヶ谷戸・夏地・湯久保	児童福祉部会
清水 主税	598-0827	小岩・笹久保	児童福祉部会
平野 和子	598-0588	藤倉	子育て支援部会
吉野 朱美	598-0485	主任児童委員(全村)	主任児童委員

## 相談の窓口

### ●村関係

名称	住所	電話	FAX
檜原村役場	〒190-0212 檜原村 467-1	042-598-1011	042-598-1009
檜原村やすらぎの里 福祉けんこう課	〒190-0211 檜原村 2717	042-598-3121	042-598-1263
檜原村子ども家庭支援 センター	〒190-0211 檜原村 2717 やすらぎの里内	042-598-3122	042-598-1263
檜原診療所	〒190-0211 檜原村 2717 やすらぎの里内	(内科)042-598-0115 (歯科)042-598-0082	042-598-0727
社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会	〒190-0211 檜原村 2717 やすらぎの里内	042-598-0085	042-598-0487
檜原村福祉作業所 ゆうあい館	〒190-0211 檜原村 2717 やすらぎの里内	042-598-1262	
檜原村児童館	〒190-0211 檜原村 2717 やすらぎの里内	042-598-1261	

### ●東京都関係等

名称	住所	電話	FAX
東京都西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎	0428-22-9375	0428-23-4068
東京都西多摩保健所	〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15	0428-22-6141	0428-23-3987
東京都福祉保健局	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	東京都庁代表 03-5321-1111	
東京都心身障害者 福祉センター	〒162-0823 新宿区神楽河岸1番1号 東京都飯田橋庁舎	03-3235-2946	03-3235-2968
東京都心身障害者 福祉センター多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台 2-1-1	042-573-3311	042-576-5295
東京都立多摩総合精神 保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢 2-1-3	相談電話 042-371-5560	042-376-6885
東京都立川児童相談所	〒190-0012 立川市柴崎町 2-21-19	042-523-1321	042-526-0150
青梅年金事務所	〒198-8525 青梅市新町 3-3-1 宇源ビル 3・4 階	0428-30-3410	0428-31-2359
青梅税務署	〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4	0428-22-3185	0428-21-2444
東京都青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1	0428-22-1152	0428-22-6224





■発行日 令和5年3月  
■編集・発行・印刷 檜原村福祉けんこう課